

<研修の基準>

- ① 従事者のすべてが受講できるものであること。
- ② 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ③ その内容が業務の安全及び衛生に関するものであること。
- ④ その指導に当たるものが、③の指導するのに適当と認められる者であること。

指導者：排水管清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目の内容について十分な知識、技能を有する者

頻度：作業に従事する者全員が原則年1回以上受けられること。
(一斉に実施するものでなくてもよい。)

<保管庫の基準>

機械器具の専用の保管庫とは、基本的に以下の要件を満たしているものをいう。
排水管清掃作業に用いる薬剤についても、これに準じて適切に保管すること。

- ① 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- ② 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- ③ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- ④ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっている場合には、排水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれのないようになっていること。
- ⑤ 施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。

原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数が極めて多く、その都度機械器具の積み下ろしが複雑な場合は、次の要件を満たしている場合には認められる。

- ① 上記の①～③の要件を満たしていること。
- ② 自動車は排水槽清掃業専用であって、他の用途に用いないこと。
- ③ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- ④ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

<排水管の清掃作業及び機械器具その他その他設備の維持管理基準>

- 一 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。
- 二 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。
- 三 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。
- 四 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。
- 五 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 六 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。